

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 赤井田造園土木株式会社

業者の住所 : 福島県須賀川市一里坦95

2 指名停止の期間 : 令和5年2月14日～令和5年3月13日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 東北地区

### 4 事実概要

当該業者は、福島県発注工事において、専任の監理技術者を配置しなければならないにもかかわらず、監理技術者を専任としなかった。このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和4年12月8日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)